

電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）

平成26年1月

広島高速道路公社

電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用

- 1 電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」という。）は、広島高速道路公社において行う電気通信施設（以下「施設」という。）の運転監視業務（以下「業務」という。）に係わる業務契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書又は共通仕様書の間には相違がある場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、広島高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）をいう。
- 2 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約約款第9条第2項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び監督員が対応する。
- 4 「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における理事長等に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
- 5 「主任監督員」とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、及び関連業務の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- 6 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- 7 「検査職員」とは、契約約款第30条第2項の規定に基づき、業務等の完了を確認するために発注者が定めた者をいう。
- 8 「業務責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行うもので、契約約款第10条第1項に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 10 「契約書」とは、発注契約書をいう。
- 11 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 12 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 13 「共通仕様書」とは、業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 14 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

- 16 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 17 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 18 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務等の遂行に関わる事項（状況又は結果）について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が、書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 20 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 21 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務等に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 22 「書面」とは、手続き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - 1) 緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - 2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- 23 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務等に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 24 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務等の完了を確認することをいう。
- 25 「打合せ」とは、業務等を適正かつ円滑に実施するために業務責任者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 26 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 27 「運転監視」とは、電気通信施設の運転（制御）及び稼働状態を監視することをいう。
- 28 「協力者」とは、受注者が業務等の遂行にあたって、再発注をする者をいう。
- 29 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第3条 監督員

- 1 発注者は、業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うこととする。ただし緊急を要する場合、監督員は受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとする。その場合、監督員は口頭で指示等を行った日から7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第4条 業務責任者

- 1 受注者は、業務等における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 業務責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 業務責任者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。また、業務責任者は第5条に定められる監視員を管理・統括するものとする。
- 4 業務責任者に委任できる権限は、契約約款第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が業務責任者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、業務責任者は受注者の一切の権限（契約約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は業務責任者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 業務責任者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、

業務を実施しなければならない。

- 6 受注者又は業務責任者は、監視員等に対して適宜、安全対策、環境対策、衛生管理等の指導及び教育を行い、業務が適正に遂行されるよう努めなければならない。
- 7 本業務と電気通信施設点検業務の業務責任者は、兼ねることができる。
- 8 業務責任者は監視員として業務に従事することはできない。

第5条 監視員

- 1 受注者は、業務の履行に必要な技術知識、経験を有する技術者等（以下、「監視員」という。）をあてるものとする。
- 2 監視員とは、業務責任者の指揮・命令下、第2条28でいう運転監視業務を行う従事者をいう。

第6条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式（別紙様式集）により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第7条 打合せ等

- 1 業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が業務打合簿に記録し相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 業務責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督員と協議しなければならない。

第8条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務内容
 - (2) 全体工程表
 - (3) 履行体制
 - ア 運転監視組織
 - イ 連絡体制
 - (4) 安全管理
 - (5) 報告
 - (6) その他
 - ア 準備計測器一覧
 - イ 提出図書様式
- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が特に指示した事項については、受注者はさらに詳細な履行計画にかかる資料を提出しなければならない。

第9条 貸与品等

- 1 業務に直接必要な図書、予備品及び測定器具類等は発注者の所有するものを使用できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により発注者の予備品及び測定器具類等を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとし、予備品の使用については、その内容を運転監視記録簿に記載するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- 4 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 5 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第10条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第11条 成果物の提出

- 1 受注者は、業務等が完了した時は、設計図書に示す成果物を提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は業務期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第12条 関連法令及び条例の遵守

- 1 受注者は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第13条 業務等の履行

- 1 業務責任者は、業務等に従事する監視員に対して、業務等の履行に適した服装とし腕章等により身分を明確に表すよう指導するとともに、整理整頓への心掛け、備え付けられた測定器等の良好な管理に努めるよう留意させなければならない。
- 2 業務の履行に当たっては、常に設備等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。
- 3 業務等の履行に当たっては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 受注者は、台風、豪雨、積雪及び地震等その他の天災に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。

第14条 業務等の業務期間等

業務等の業務期間及び運転監視時間は、特記仕様書によるものとする。

第15条 緊急時等における作業

- 1 受注者は、電気通信施設の障害、地震、降雨、降雪、その他の事象により監督員が指示した場合は、業務の実施時間を延長するものとする。
- 2 前項により、運転監視時間を延長した場合は、契約約款第18条によって、処理するものとする。

第16条 業務の一時停止

- 1 契約約款第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災」という。）による業務等の中断については、第17条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 環境問題等の発生により業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (2) 天候又は災害等によって業務等の遂行が困難と思われる場合
 - (3) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため、必要があると認めた場合
 - (4) 前号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

第17条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行機関の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
- 3 受注者は、業務の履行中において、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督員に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、復旧作業を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督員に報告するとともに原因調査を行うものとする。
- 4 前3項の場合又は監督員が臨時に業務を指示した場合は、受注者は、これに応じるものとする。

第18条 検査

- 1 受注者は、契約約款第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督員及び業務責任者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務等成果品の検査
 - (2) 業務等管理状況の検査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第19条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てをできるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は検査の結果を受注者に通知するものとする。

第20条 条件変更等

- 1 契約約款第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、天災その他不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約約款第17条及び第18条の規定に基づく設計図書の変更又は

訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

第21条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、点検業務等発注契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 業務期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、業務等履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約約款第29条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第20条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 業務等の一時中止に伴う増加費用及び業務期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第22条 業務期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して運転監視業務等の変更の指示を行う場合において業務期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、業務期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務等の一時中止を指示した事項であっても残業務期間及び残業務量等から業務期間の変更が必要でないと判断した場合は、業務期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約約款第23条の規定に基づき、業務期間の延長が必要と判断した場合には、業務期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約約款第23条に基づき、発注者の請求により業務期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第23条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第26条に規定する一般的損害、契約約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第24条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第26条に規定する一般的損害、契約約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第25条 再発注

- 1 契約約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再発注することは出来ない。
 - (1) 業務等における総合的業務計画、業務遂行管理、運転監視手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な業務の再発注にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第17条臨機の措置の監督員の指示による業務の再発注にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 4 受注者は、第1項、第2項及び第3項に規定する業務以外の再発注にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、業務を再発注に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくこと

もに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。なお、協力者は当該広島高速道路公社競争参加資格参加者である場合は、広島高速道路公社の指名停止期間中であってはならない。”

第26条 守秘義務

- 1 受注者は、契約約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第27条 安全等の確保

- 1 受注者は、業務等を履行するにあたり常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
- 2 受注者は、業務期間中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、別に定める事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、作業期間中安全巡視を行い、作業区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 4 受注者は、常駐場所に監視員以外の者を立入りさせてはならない。ただし、入退室管理を実施している場合は、この限りではない
- 5 受注者は、契約後速やかに、監視員に対し本業務における安全に関する教育等を実施しなければならない。

第2章 業務履行内容等

第28条 業務履行内容

履行施設及び履行内容等については、特記仕様書によるものとする。

第29条 遵守基準等

業務の履行に当たっては、この仕様書及び特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる諸法規、要領等を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく政令等
- (2) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- (3) 電気通信事業法、有線電気通信法及びこれに基づく政令等
- (4) 電気設備技術基準及びこれらに基づく政令等
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれらに基づく政令等
- (6) 労働安全衛生法及びこれらに基づく政令等
- (7) その他、関係諸法令

第3章 成果品

第30条 一般事項

業務等の結果は、それぞれの施設毎のデータ等を判定基準値と比較し、機器の状態変化等を所見にとりまとめるものとする。

第31条 運転監視記録簿

受注者は、業務等に係る運転監視記録簿を作成し記録を行うものとする。また、運転監視記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要及び所見
- (2) 運転監視記録及びデータ類

- (3) 業務写真（カラー）
各設備等の異常が発生した箇所及び補修を行った箇所での後日確認が困難な箇所とする。
- (4) 障害等の措置
- (5) その他運転監視事項等